

避難行動要支援者対策の分析

——自治体における個人情報保護と避難支援——

坂田 翔平*

1. 研究の目的

自然災害が多い我が国において、災害発生時の避難行動は自然災害から身を守るために重要であり、避難行動を迅速かつ的確に行えない人々に対して支援を行うことは行政の責務である。2011年3月11日に発生した東日本大震災においては、震災犠牲者のうちの半数以上が60歳以上の高齢者であり、障害者も含めるとさらに多くの割合が、災害発生時に自力での避難が難しい避難行動要支援者の人々である。我が国においては東日本大震災以降、避難行動要支援者対策におけるガイドラインを示し、自治体において避難支援体制を整備することとしている。避難支援の前提となる要支援者の把握を行うための要支援者名簿の作成が全国的に進んでいる中で、日常的な名簿管理・活用においては、個人情報保護法制との関連に注意しなければならず、今後はGISシステムやマイナンバー制度の導入等によって、避難支援体制の充実と効率化に取り組む必要がある。また、要支援者個別の避難支援計画の作成を進めなければならない。

本研究では、自治体が名簿の管理・活用際に留意すべき個人情報保護法制とより良い避難支援体制構築のための分析を行い、先進自治体の取

組から、要支援者それぞれ個別の避難支援計画作成にあたっての課題と解決策を検討する。

2. 研究の概要

第1章では、我が国の災害時支援対策の歴史的変遷を分析し、災害時支援対策の枠組みの中に避難行動要支援者対策が組み込まれた流れを確認した。

第2章において、避難行動要支援者対策の現状分析を行い、第1節で前制度である災害時要援護者支援制度で行われた対策を国のガイドラインからまとめた。これによって、我が国の避難支援対策の基礎の把握を行った。第2節では、国の取組指針から現行制度の分析を行い、制度変更に伴う支援対策の変更点等を把握した。第3節では、避難行動支援を行う前提である要支援者情報が記載された要支援者名簿の作成と活用にあたっての留意点について述べた。名簿に記載されている情報は、個人情報にあたる場合があり、個人情報保護法制との関係についての指摘を行った。

第3章で、先行研究を6つに分類したうえで、避難支援に関する研究の分析を行った。その結果、避難支援の向上のために多様なアプローチから研究が行われていることがわかった。しかし、名簿の活用方法については、保管方法や共有に係る政策法務に関する研究や一元管理のためのシステム構築に関する研究等、要支援者名簿を避難支援に

* さかた しょうへい 公共政策研究科公共政策専攻修士課程修了
論文審査委員主査 磯崎 初仁
論文審査委員副査 小林 秀徳 志々目 友博

活かすための研究・指摘はなされているが、個別計画の作成を進めるにあたっての課題や注意点まで踏み込んだ調査・研究は見当たらなかった。そこで、自治体においてどのように要支援者個別の避難計画の作成を進めていくのか、その方策を検討することとした。

そこで、第4章で、避難行動要支援者対策、特に個別計画の作成が実際に自治体でどのように進められているか把握するため、ヒアリング調査の結果とともに事例分析を行った。本研究では、国のガイドライン公表に先駆けて独自に取組を進めていた、東京都杉並区の「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」について分析を行った。第1節で杉並区における避難行動要支援者対策の変遷を述べ、先進自治体である杉並区がどのようにして避難支援体制を整備してきたか、その過程を分析した。次に第2節で、杉並区で行われている避難行動要支援者対策である「地域のたすけあい

ネットワーク（地域の手）」の事業内容を分析し、具体的な取組内容の把握を行った。そして第3では、ネットワーク登録者台帳の活用にあたって留意すべき杉並区条例の規定を確認し、第2章第3節で行った個人情報保護法制の分析に照らして問題の検討を行った。

最後に、第5章で、個別計画の作成とさらなる避難支援のための政策の検討を行った。第1節では、個別計画が滅失した場合や個別計画が未作成の要支援者の避難支援に向かう場合に備えて、要支援者の要介護度・障害の程度に応じた緊急的な避難支援策を講じることを提案した。第2節では、避難支援を効率的に行うために行うオンライン結合への対応について、GISシステムとマイナンバーの活用を検討した。第3節では、避難支援関係者による支援策検討の場として、避難支援関係者連絡会の開催を検討した。